

議案第141号

佐野市観光物産会館及び佐野市みかも山観光物産会館の指定管理者の
指定について

佐野市観光物産会館及び佐野市みかも山観光物産会館の指定管理者を次の
とおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2
44条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和2年12月4日提出

佐野市長 岡 部 正 英

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

(1) 佐野市金井上町2519番地

佐野市観光物産会館

(2) 佐野市黒袴町630番地1

佐野市みかも山観光物産会館

2 指定する指定管理者

佐野市金井上町2519番地

一般社団法人佐野市観光協会

代表理事 藤 波 一 博

3 指定管理者に指定する期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

理 由

佐野市観光物産会館及び佐野市みかも山観光物産会館について、指定管
理者の指定をしたいので提案するものです。

参 考

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 …省 略…

2 …省 略…

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 …省 略…
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7-11 …省 略…

議案第141号参考資料

指定管理者候補者の概要

名 称	一般社団法人佐野市観光協会
種 別	一般社団法人
設立年月日	平成19年10月19日
資 本 金	800万円
総従業員数	15人
設立の趣旨	佐野市における観光事業の振興並びに地域産業の振興を図り、 もって公共の福祉の向上に寄与する。
事業概要	(1) 観光に関する調査研究及び資源の保護開発 (2) 観光地並びに特産品及び土産品の宣伝、紹介 (3) 佐野市観光物産会館等、公共施設の管理運営に関する 事業 (4) 観光駐車場の管理事業 (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
類似施設の 管理実績	(1) 佐野市観光物産会館の指定管理 (2) 佐野市みかも山観光物産会館の指定管理